

行う「自書申告」を推進しています。

この自書申告は、すべての納税者の皆さんが、それぞれの責任において適正な申告と納税を行うという申告制度の趣旨にのっとったものです。つきましては、ご自分で確定申告書などを作成していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、税務署の申告会場では、自分でパソコンを使って申告書を作成していただくか、手書きにより申告書を作成していただくこととなります。

申告書を郵送で提出する際はご注意ください

申告書は、郵送にて提出ができますが、その場合、郵便物または信書便物の通信日付印によって表示された日が提出日となります。

なお、小包郵便物は、郵便法の改正により郵便物ではなくなりましたので、郵送で提出する際は、ご注意ください。

住民税の住宅ローン控除の申告を忘れずに

先月号でお知らせした「住民税からの住宅ローン控除」については、税源移譲により所得税が減額となり、住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）額が所得税額より超過しきれず、減税額が変わつ

てしまう場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により平成20年度分以降の住民税の所得割から控除することができますので、対象となる方は忘れずに申告してください。

税務署・税理士会等特別相談の日程

会場	開催日	時間	担当
八鹿文化会館 展示室	2月20日(水)	10時～16時	和田山税務署、 養父市役所
	2月25日(月) 2月26日(火)	10時～16時	近畿税理士会和田山支部、 (株)和田山納税協会
やぶ生涯学習センター 他産業室	2月22日(金)	10時～16時	和田山税務署、 養父市役所
	3月6日(木) 3月7日(金)	10時～16時	近畿税理士会和田山支部、 (株)和田山納税協会

※いずれの相談時間も、12時～13時は除きます。
※和田山税務署は、土・日・祝日は閉庁しています。

ネットでラクラク！

「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ簡単申告！！

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用いただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、簡単な操作で自宅から電子申告できます。

①HPから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回のみ)

③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(ただし、申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

④還付がスピーディーに

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※e-Taxを利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明書の取得、ICカードリーダーの購入など、事前手続きが必要です。